

令和4年度に実施した墨田区による私立認可保育所、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者（保育ママ）への指導検査において、文書により指摘を行った事例は以下のとおりです。なお、すべての事例について改善済みであることを確認しています。

部門	指摘の具体的事例	文書指摘数		
		保育所	小規模	家庭的
運営	<p>➤ 避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること。</p> <p>非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練又は消火訓練を実施していない月があった。</p>	3	2	
	<p>➤ 教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ること。</p> <p>小学校、その他の機関等に対して教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならないが、文書による同意を得ていなかった。</p>	3		
	<p>➤ 職員配置を適正に行うこと、</p> <p>小規模保育事業所（A型）の職員配置は、保育士を0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上とし、その算定方法については、定員数及び在籍児数のそれぞれを、定められた年齢ごとの児童数で除して小数点第1位まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数に1を加えた数を比較し、いずれが多い方としている。また、その職員は、常勤保育士とすると定められている。</p> <p>さらに、これに加えて区の要綱に定める基準を満たす必要があるが、これらに規定する職員配置基準を満たしていなかった。</p>		3	
	<p>➤ 在園児に見合う必要面積を確保すること。</p> <p>小規模保育事業所（A型）における乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上でなければならないが、柵等を設置していることにより、必要面積が確保できていなかった。</p> <p>家庭的保育事業者は、乳幼児の保育を行う専用の部屋を設け、その面積は九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき、三・三平方メートルを加えた面積）以上でなければならないが、柵等を設置していることにより、必要面積が確保できていなかった。</p>		1	2
	<p>➤ 消防計画を作成し届出を行うこと。</p> <p>特定教育・保育施設の防火管理者は、法令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防署長又は消防署長に届け出なければならないが、消防計画を園に保管しておらず、内容及び届出の確認ができなかった。</p>	1		
	<p>➤ 苦情解決のしくみを整備すること。</p> <p>特定教育・保育施設は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないが、苦情解決のしくみを整備しておらず、利用者に対し、苦情受付窓口や第三者委員についての周知、苦情解決の記録、報告等ができていなかった。</p>	1		
	<p>➤ 調理・調乳担当者の健康診断を適切に実施すること。</p> <p>常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対して医師による健康診断（雇入時健康診断）を行わなければならないが、令和4年度に採用した調理従事者1名が、雇入時健康診断を行わずに調理業務に従事していた。</p>	1		
	<p>➤ 各職員の職位や職務内容等を踏まえた研修計画を作成し、研修の機会を確保すること。</p> <p>特定・教育保育施設の職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。また、施設は、職員の資質の向上のため研修の機会を確保しなければならないとされているが、職員の研修計画が未作成であり研修が実施されていなかった。</p>	1		

部門	指摘の具体的事例	文書指摘数		
		保育所	小規模	家庭的
保育	<p>> 保育士を適正に配置すること。</p> <p>開所時間中に配置する保育士の数は常時2人を下回ってはならないが、保育士（有資格者）を2人以上配置していない時間帯があった。</p> <p>開所時間中は、常勤保育士を各組・各グループに1人（乳児を含む組やグループについては算出された保育士の数が2人以上の場合は2人）以上配置しなければならないが、常勤保育士の人数が不足する時間帯があった。</p>	7		
	<p>> 調理調乳担当者の検便を適切に行うこと。</p> <p>調理従事者及び調乳担当者については、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便を実施していないときがあった。又は検査結果を確認せずに調理・調乳業務に従事させていた。</p>	2	1	
	<p>> 献立表を適切に作成すること。</p> <p>献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められないが、毎週土曜日にレトルト食品を前提とした献立が作成され、提供されていた。</p>		1	
会計	<p>> 委託費について、適正な処理を行うことなく保育拠点以外の経費に支出しないこと。</p> <p>認可保育所の委託費を法人本部の運営に要する経費に充当する場合には、前期末支払資金残高を取り崩すことによってできるとされているが、適正な会計処理を行うことなく直接保育園の会計区分から支出していた。</p>	2		
	<p>> 前期末支払資金残高の取崩使用及び本部拠点への繰り入れにあたり、必要な要件を満たすこと。</p> <p>私立認可保育所において、前期末支払資金残高を法人本部の運営経費に充当する場合は、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下、「経理等通知」という。）に定める要件を満たす必要があるが、入所者等からの苦情の内容及び解決結果の定期的な公表を行っていない、又は計算書等が当該施設に備え置かれていないなど、経理等通知に掲げる要件を満たしていなかった。</p>	2		
	<p>> 現金収入を速やかに金融機関に預け入れるなど、経理規程に従った会計処理を行うこと。</p> <p>私立認可保育所においては、法人が定めた経理規程を遵守しなければならないが、現金収入に係る現金出納帳を整備していない（過去に口頭指導あり）、又は現金収入を経理規程に定めるとおり金融機関に預け入れずに保有していた。</p>	2		
	<p>> 予算について、年度開始前に理事会承認を得ること。</p> <p>社会福祉法人は、毎年度、全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支予算書を作成したうえで、その予算に基づいて事業活動を行うこととされている。また、法人の定款及び経理規程において、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならないと定められているところであるが、令和4年度収支予算書は当該年度開始前までに理事会承認を得ていなかった。</p>	1		
	<p>> 契約を適正に行うこと</p> <p>社会福祉法人における契約については、法令等に基づき適正に行われ、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとする必要があるが、契約に係る稟議書等を作成しておらず、契約方法や随意契約の理由等について、文書による意思決定が確認できなかった。（過去に口頭指導あり）</p>	1		
	合計	27	8	2